

情報公開・個人情報保護審議会 報告事項

件名	新宿区気象情報メール配信システム開発運用業務委託について
----	------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

◇第14条第1項（個人情報の収集を伴う委託等）

（担当部課：区長室危機管理課事業推進係）

事業の概要

事業名	災害情報システムの運用 気象情報の収集
担当課	危機管理課
目的	区民に迅速に気象情報を知らせ、減災を図るため。
対象者	希望する区民及び在勤者等
事業内容	<p>区民及び在勤者等を対象とし、希望者が登録用の携帯サイトにアクセスし、メールアドレス及び希望する気象情報の内容等を登録する。区では広報、HP上で気象情報メールサービスの周知及び登録用サイトの二次元コードの周知を行う。</p> <p>登録用のサイトの作成及びサーバー管理、メール情報配信は委託業者が行う。</p> <p>主な配信内容は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none">・ 注意報、警報・ 新宿区雨量情報・ 河川水位情報・ 神田川洪水予報

件名 新宿区気象情報メール配信システム開発運用業務委託について

保有課(担当課)	危機管理課
登録業務の名称	新宿区気象情報メール配信システム
委託先	財団法人 日本気象協会
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	登録希望者のメールアドレス 配信内容
委託理由	他自治体でも本システムを導入し実績があり、運用時の障害に対し24時間対応が可能。リアルタイムで情報を提供でき、確実性・信頼性が極めて高いため。
委託の内容	区民及び在勤者等を対象とし、希望者が登録用の携帯サイトにアクセスし、メールアドレス及び配信内容等を登録する。登録用サイトの作成開発及びサーバー管理、メール情報配信を委託業者が行う。 主な配信内容は以下のとおり ・注意報、警報 ・新宿区雨量情報 ・河川水位情報 ・神田川洪水予報
委託の開始時期及び期限	平成21年4月1日 から以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	SSLによる通信及びデータの暗号化を行う。 サーバー室への入室制限を行う。(生体認証等)

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。